○北海道開発局告示第二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月四日

北海道開発局長　高松　泰

一　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　三十六号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北広島市大曲幸町二丁目二番一から同市大曲幸町一丁目八番三まで	前	二三・九〇～三一・八〇メートル	二七・一〇～三四・七〇キロメートル
	後	二七・一〇～三四・七〇メートル	二七・二六〇キロメートル

　　(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

二　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　三十八号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道中川郡豊頃町豊頃旭町二三四番地内	前	二四・九二～二七・二八メートル	〇・〇〇九キロメートル
	後	二七・二八メートル	〇・〇〇九キロメートル

　　(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

三　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　二百二十九号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道積丹郡積丹町大字西河町国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署三四七四林班ト小班地内	前	五八・七〇～八一・九〇メートル	〇・〇六一キロメートル
	後	五八・七〇～八二・九〇メートル	〇・〇六一キロメートル

　　(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

四　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　二百二十六号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道河西郡中札内村栄東二線一五七番一から同村栄東二線一五七番五まで	前	二一・八二～四五・四九メートル	〇・二〇〇キロメートル
	後	二一・八二～四五・四九メートル	〇・二〇〇キロメートル

　　(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

五　(一)　道路の種類　一般国道
　　(二)　路線名　二百三十七号
　　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
江別市江別太一四六番一から北海道石狩郡当別町蕨岱三四五七番一まで	前	A・B・C・D・E	一〇・〇〇～一一九・〇〇メートル	一三・一三三キロメートル	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A・B・C・D・E	一一・五〇～一一八〇・〇〇メートル	一〇・七五九キロメートル	
	後	A・B・C・D・E	一〇・〇〇～一一九・〇〇メートル	一三・一三三キロメートル	
	後	A・B・C・D・E	一一・〇〇～一一八〇・〇〇メートル	一〇・六〇七キロメートル	
	後	A・B・C・D・E	六三・五〇～六四・五〇メートル	〇・〇一三キロメートル	
	後	A・B・C・D・E	三〇・〇〇～五二・〇〇メートル	〇・〇一三キロメートル	
北海道石狩郡当別町蕨岱二一二〇番一地先から同町蕨岱九五三番一まで	前	一一二・五〇～一五三・〇〇メートル	〇・〇一八キロメートル	
	後	八八・〇〇～一五三・〇〇メートル	〇・〇一八キロメートル	
北海道石狩郡当別町蕨岱二一〇九一番一一から同町蕨岱三一〇六番一まで	前			
	後			

　　(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月四日

北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百三十七号	江別市美原三八一番一から北海道石狩郡当別町蕨岱五六八九番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局札幌開発建設部

供用開始の期日　平成二十三年三月五日

官庁報告

官庁事項

北陸地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年３月４日

北陸地方整備局長　前川　秀和

1　河川の名称　庄川水系庄川
2　河川管理施設の名称又は種類　右岸堤防
3　河川管理施設の位置　富山県高岡市墓附1251－1地先から富山県高岡市下麻生伸町5466－11地先まで
4　管理を行う者の氏名及び住所
　氏名　道路管理者　高岡市長　高橋　正樹
　住所　富山県高岡市広小路７番50号
5　管理の内容
(1)　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2)　路肩に接する法面で、当該路肩から法長１メートルまでの範囲内にあるものについての維持
(3)　原則として道路専用施設に係る災害復旧
6　管理の期間　平成23年１月27日から道路の存続する日まで

北海道開発局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成23年３月４日

北海道開発局長　高松　泰

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
→一般国道230号	北海道瀬棚郡今金町字美利河13番37から同町字美利河７番３まで
→一般国道230号	北海道瀬棚郡今金町字美利河７番３から同町字宮島155番８まで
→一般国道230号	北海道瀬棚郡今金町字宮島136番２から同町字花石123番１まで
→一般国道235号	苫小牧市字沼ノ端902番７から同市字沼ノ端903番１まで
→一般国道240号	北海道網走郡津別町字本岐55番から同町字大昭51番２まで
→一般国道337号	江別市美原381番１から北海道石狩郡当別町蕨岱3457番１まで
→一般国道337号	千歳市流通３丁目５番地から同市中央852番138まで

2　指定する期日　平成23年４月１日